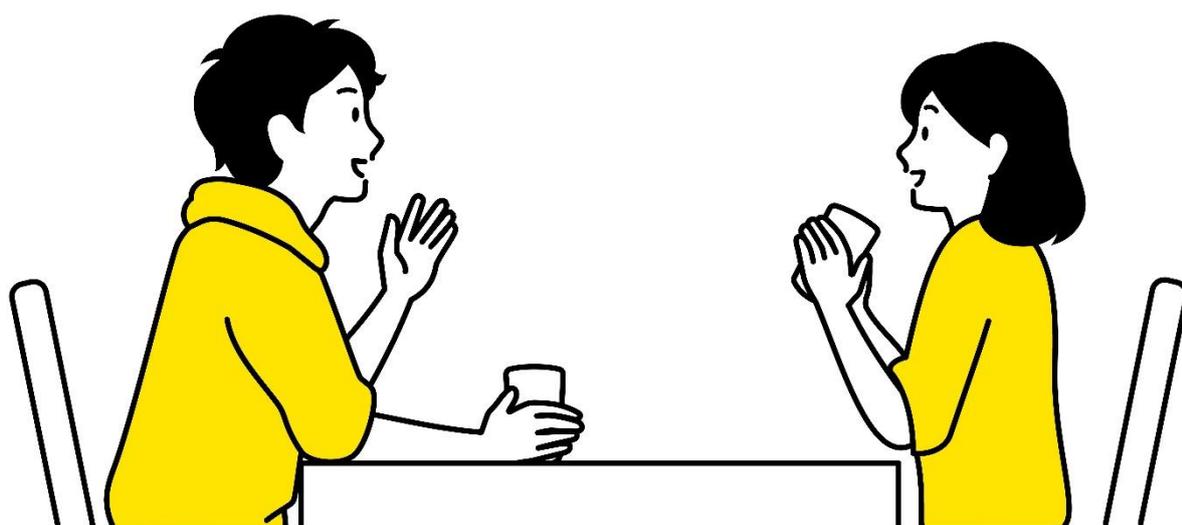


「あなたらしい」を築く、 「あたららしい」社会へ

*令和4年度「内閣府男女共同参画推進週間」キャッチフレーズ



～知ってほしい DV（ドメスティック・バイオレンス）のこと～

令和4年度（2022年度）版
越谷市 教職員向け男女共同参画リーフレット

はじめに

越谷市では令和3年3月に「第4次越谷市男女共同参画計画」を策定しました。「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」、「男女が輝き活躍できるまちづくり」、「男女が安心して暮らせるまちづくり」、「男女共同参画社会を阻む暴力の根絶」の4つを基本目標とし、令和12年度までの事業を実施していきます。

本計画のうち、「男女共同参画社会を阻む暴力の根絶」は、DV防止法に規定されるDV防止対策についての「市町村基本計画」の位置づけとなっています。DV（ドメスティック・バイオレンス）は、男女共同参画社会の実現を阻害する要因の一つであり、若い世代においても、いわゆる「デートDV」と呼ばれる恋人間における暴力が発生しています。また、子どもの面前でのDVは児童虐待にあたり、子どもへ与える影響や被害も深刻です。

DVをはじめとする身近な相手からの被害は特に潜在化・深刻化しやすい傾向にあり、被害に遭ってしまうと、簡単には消えることのない、心身への影響が生じます。DVに関する正しい知識を身につけ、子どもたちを将来「加害者にも被害者にもしない」、そして「困ったときに寄り添う」ことができるよう、ご活用いただければ幸いです。



DVと児童虐待

Domestic Violence = 「家庭内暴力」と訳されることから、家族間で起きる暴力は全てDVであると思われがちですが、DV防止法では「夫婦や恋人等の親密な関係にある男女間における暴力」と定義され、夫婦、元夫婦、同棲相手からの暴力を指します。DVは親密な相手を暴力で支配しようとすることで、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても許されるものではありません。

また、親のDVを目撃することは「面前DV」と呼ばれ、児童虐待にあたります。本来、安全であるはずの家庭内で親のDVを目撃することは、子どもにとって大きな恐怖体験になり、また、目撃していない場合であっても、家庭内の緊張感や恐怖、不安が伝わり、トラウマの症状が出ることもあります。



【子どもの情緒・行動発達への深刻な影響】

心的外傷後ストレス障害（PTSD）／うつ病／不安障害／攻撃的行動／自殺企図・念慮
摂食障害・睡眠障害／認知・行動発達の遅れ など

殴る・蹴るだけが暴力じゃない

暴力の形態は殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、モラル・ハラスメントとも言われる精神的な暴力や、経済的暴力、性的暴力など様々です。内閣府の調査では、言葉による暴力をはじめとする「精神的暴力」の被害にあっている人が最も多く、さらに、複数の暴力が重なって起きているとの結果が出ています。相手を自分の思いどおりにしようとする行為、イヤなことを強要する行為、相手を怖いと思ったなら、それは全て暴力にあたります。

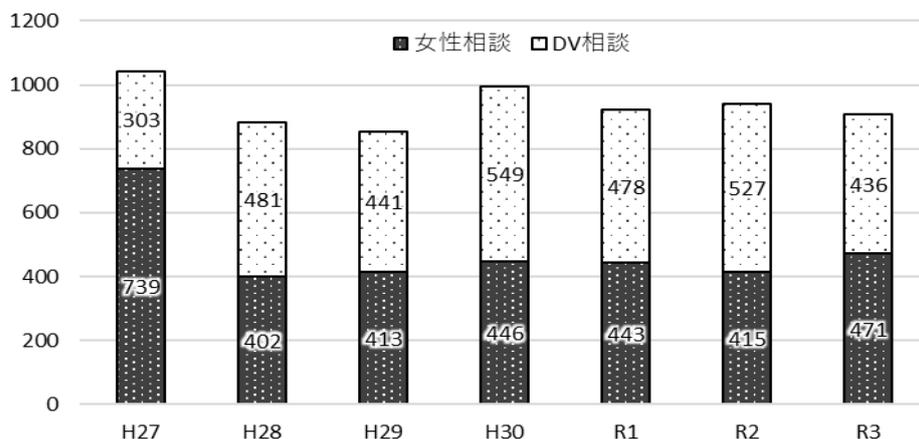
身体的暴力	殴る、蹴る、物を投げつける、首を絞める、刃物を振りかざす 等
精神的暴力	暴言、人格否定、無視、威圧的な態度をとる 等
社会的暴力	行動・交友関係の監視、携帯・SNSをチェックする 等
性的暴力	望まない性行為の強要、避妊に協力しない 等
経済的暴力	必要な生活費を渡さない、仕事を無理やり辞めさせる 等
子どもを利用した暴力	子どもへの加害をほのめかす、子どもに悪口を吹き込む 等

DV 被害の現状

内閣府の調査によると、配偶者等から何らかの暴力にあったことがあると答えた人は、女性の約 4 人に 1 人、男性の約 5 人に 1 人にのぼります。（「令和 3 年 3 月男女間の暴力に関する調査報告書」より）

当市で設置している「女性・DV 相談支援センター」における相談件数は、平成 27 年の開設以来、高止まりの状況が続いています。相談者の内訳では、30 代から 40 代の方が多くを占めています。

●越谷市女性・DV 相談支援センターにおける相談件数の推移



※「女性相談」は DV 以外の女性からの相談一般。配偶者以外の親族からの暴力などの相談を含みます。

DV に関する Q&A

Q1 DV と夫婦ゲンカの違いは？

夫婦げんかや恋人同士のけんかは、お互いが対等な立場で意見をぶつけあうことなのに対し、DV は、一方が優位な立場に立ち、相手を思うように支配しようとする事です。その手段として暴力を用いることであり、対等な関係でのケンカとは大きく異なります

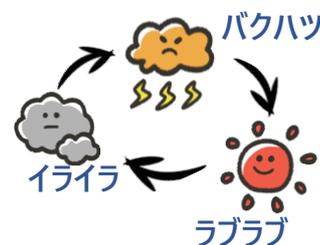


Q2 被害者にも原因があるのでは？

暴力を振るう側は自分を正当化するため「悪いのはお前の方だ」「言うとおりにしないから」など、被害者のせいにすることがあります。被害者も「悪いのは自分だから暴力をうけても仕方がない」と自分を責める場合がありますが、どのような場合であっても、暴力を振るう側に責任があり、どんな理由があっても許されるものではありません。

Q3 被害者はなぜ逃げないのか？

DV には多くの場合、サイクルがあるといわれています。暴力を振るった後で急に優しくなったり、反省して別人のようになっていたりということを繰り返します。被害者はこのサイクルの中で心身共に傷つき、あるいは感覚がマヒし「逃げたくても逃げられない」状態になっていることも少なくありません。



また、「自分ががまんすれば」「いつか変わってくれるかもしれない」「この人には自分しかいない」と思ったなど、「別れようと思ったが別れられなかった」という実態もあります。

Q4 加害者はどんな人？

DV の加害者には、年齢、学歴、職業、収入など特定のタイプはありません。普段から粗暴な人だけでなく、人当たりが良く、暴力を振るうとは思えない人が加害者である場合もあり、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があります。

若い人に広がる被害



若い世代において、交際相手との間で起こる暴力（デートDV）の被害が増加しています。近年ではSNSを介して出会い、相手のことをよく知らないうちに性的関係を結ぶといったケースもみられます。

本市の相談窓口においては、交際中から暴力被害にあっていたものの、妊娠を機に若くして結婚し、DV被害が続いているといった相談も増えています。被害者が若年であった場合、学歴の問題や社会経験の乏しさから、DVからの避難後に自立を目指すにあたっての就労が難しいことも少なくありません。こうした現状から、若い人に対する教育や暴力防止の啓発がますます重要になっているといえます。

現場での「つい、うっかり」が招く「二次被害」と「情報漏えい」

DVやデートDV被害に気づいたり、相談を受けた際、「あなたも悪かったんじゃない?」「そんなのよくある話」「みんながまんしていること」など、被害者に非があると決めつけたり、被害を軽く見るような言動は、被害者をさらに傷つけ、「二次被害」を与えることとなります。どのような場合であっても暴力は決して許されることではありません。まずはつらい気持ちに寄り添い、必要に応じて専門の相談機関を案内してください。

また、DVによって避難した被害者や同伴の子どもを探し出そうとして、加害者が行き先を教えるよう迫ったり、「〇〇という生徒が在席しているか」といった問合せをしてくることがあります。

そのような場合は毅然とした態度で「お答えできません」と対応してください。「言えませんが」と答えると知っているのではないかと勘繰られ、しつこく聞き出そうとされる可能性があります。また、例えば本当に在席していなくても「いません」と答えてしまうと、「いない」という情報を「漏えい」したことになるので注意が必要です。



相談機関のご案内

越谷市女性・DV相談支援センター

●048-963-9176

月～金（年末年始・祝日を除く）

10：00～12：00／13：00～16：00

●048-970-7415

水・金（年末年始・祝日を除く）

17：00～20：00

With Youさいたま(埼玉県の相談)

●048-600-3800 10：00～20：30

月～土（年末年始・祝日・第三木曜を除く）

DVお悩みチャット@埼玉

日・水・金（年末年始を除く）

15：00～20：30



DV相談^{プラス} + (内閣府の相談) *24時間365日、電話とメールで相談できます

●0120-279-889 ●メール相談 <https://soudanplus.jp>



詳しくはHPで
ご案内しています



越谷市



With Youさいたま



内閣府男女共同参画局

発行：越谷市 市長公室 人権・男女共同参画推進課

越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話：048-963-9113（直通） メール：jinkendanjo@city.koshigaya.lg.jp